

# がんばる東北

2011年  
3月25日  
NO.9

●発行責任者 吉泉秀男 〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字猿田7-2 TEL 0234-43-2963

社民党現地対策本部

## 宮城県連合

### 復旧・復興対策第8項目を提言

#### — 県議会に対し —



#### 1. 「地震緊急被害調査団」の編成

東北大学と宮城県、仙台市等と共同で緊急に編成。被害状況の実態調査と復興計画に役立てる。

#### 2. 「復興計画」策定に向け組織を立ち上げる

兵庫県は震災から3日後、兵庫県災害対策総合本部に改組し、緊急対策本部と災害復旧対策本部の2本部制とし、災害復旧対策本部に新しく「総合対策部」を設置、復興計画の作成と「政府・非常災害対策現地対策本部」との連絡調整を担当した。兵庫県では被災から2か月余の3月末に、まず、戦略的復興ビジョンをまとめた。被災した県民に希望と勇気を湧かしたたせる強いメッセージをできるだけ早く発するべき。

#### 3. 財政計画を立てる

被害の全容が明らかでない段階では困難を極めるが、阪神・淡路大震災の際の国の「特別財政援助」等を参考に、計画と見積もりの準備に入るべき。こういった事業をどこまでやるのかも含め、検討しておく必要がある。

#### 4. 「震災復興基金」の設立

住宅復興を柱に据えた「阪神・淡路大震災復興基金」は10年間で助成総額3500億円に達し、被災者の生活再建に大いに力を発揮した。その手法は、銀行からの借入れと銀行への預入れをセットで行い、利率は預金も貸金も同利率とした。当時の10年もの利付国債の利回り4.511%を参考に、4.5%の利率を設定。当初6000億円、10年、4.5%で出発した（最終的には9000億円）。国は5000億円にかかる県・市の利払いについて地方交付税で措置した（のちに追加3000億円）。現行制度ではできない事業にきめ細かに対応し、被災者の生活復興を支えるためには是非とも必要。

## 5. 災害廃棄物（ガレキ）の解体・処理（撤去）

早期の被災者の生活再建と街の復旧・復興のためには、ガレキの撤去が緊急の課題。ごみとして出た物は勿論、所有権がある倒壊家屋、自動車、船舶等を片付けないと地域の復旧・復興ができない。膨大な量であり、市町村のみの力では困難。国の人的・財政的支援を得て、早期に処理する体制を整える必要がある。阪神・淡路大震災の際には、人的支援としては、自衛隊の派遣・協力を得、また制度的・財政的支援としては、全壊・半壊の個人住宅、中小事業者の事業所等の解体を含めて、市町村において災害廃棄物として処理し、国庫補助の対象となった。補助率は2分の1で、残りの市町村負担分については、地方債充当を認め、元利償還金について地方交付税で95%まで措置された。しかし、今回、被災した市町村の被害は甚大であり、その財政負担にも耐えることは困難である。全額国庫負担で処理する特別財政援助策を早急に講ずる必要がある。

## 6. 応急仮設住宅

条件は違ってもかもしれないが、阪神・淡路大震災の際には、兵庫県が主体となって発注から2か月余の3月末までに3万棟、最終的には4万8300棟を建設した。宮城県の1万棟というのは、被害の甚大さや福島県の1万4000棟と比べてもかなり少ない。

阪神・淡路大震災の際の国の財政特例措置によって、国庫負担の残りの20%相当の地方負担について、災害対策債の発行が認められ、その元利償還金の95%が特別交付税で手当てされた。地方負担は事業費の1.9%である。仮設住宅の棟数をもっと増やすことは可能ではないだろうか。

また、仮設住宅を建てる場所は、被災住民の地元に近いところが望ましい。阪神・淡路大震災の際も、公共用地に建てた数よりも、民間の用地を無償で借りて建てた団地のほうが多かった（48,300棟のうち29,100棟）ことを参考に、県主導で、避難所の被災者の意見を充分聴き、場所を選定すべきである。

## 7. 周辺市町村からの応援体制

被害が比較的少なかった県内市町村では、甚大な被害を被った市町村への応援体制が整いつつある。しかし、ガソリンがなく身動きが取れない。県からの適切な指示の下、応援体制を早急に確立すべき。

## 8. 県民への適切な情報の提供

現在、県は災害救助・復旧に全力を挙げているが、被災者をはじめ県民にその取組み状況が伝わりにくい状態である。被災者の不安を解消できるよう適宜・適切な情報の提供に努めるべき。

